

**中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会における
法学未修者教育に関するこれまでの議論の経緯**

年度	法科大学院等特別委員会(法科特委)の提言等	関連施策等
H21	<p>「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について(報告)」(H21.4.17) 入学定員の見直し、共通的な到達目標の策定、法律基本科目の量的・質的な充実、質を重視した評価システムの構築等の改善方策を提言。 ・授業科目やその内容について、適切な科目区分整理を行い、法律基本科目の質的充実はもとより量的充実を図ることが必要。 ・法学未修者1年次における法律基本科目について、履修登録単位数の上限を36単位とする原則を維持しながら、最大42単位とすることを認める弾力的な取扱いが必要。 ・法学未修者1年次の授業の実施については、双方向・多方向的な授業方法を基本としつつ、講義形式による授業方法との適切な組み合わせを行うなど、授業方法の一層の工夫が必要。 ・法学未修者1年次における成績評価・単位認定及び2年次への進級判定は厳格に行われることが必要。 ・認証評価機関における評価に当たっても、上記の考え方に従い評価基準や解釈指針及びその適用の在り方について今後検討が必要。</p>	<p>○「平成21年4月中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会報告を踏まえた各法科大学院の改善状況(まとめ)」(H22.1.22法科特委 第3ワーキング・グループ) 各法科大学院の改善状況のフォローアップを行い、H22.1.22の法科特委で報告。 ○法律基本科目の量的・質的な充実に係る省令改正(H22.3.10公布、H22.4.1施行) 法学未修1年次において、履修登録上限単位数の標準である36単位を超えて、法律基本科目を6単位増加することを可能とすることに伴い、法学既修者の修了要件単位数の在り方を見直し。</p>
H22		<p>○「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しについて」(H22.9.16文部科学省)(★) 深刻な課題を抱える法科大学院の自主的・自律的な組織見直しを促進するため、H24年度予算から公的支援の在り方を見直すことを公表(「入学者選抜における競争倍率」及び「司法試験合格率」を指標として設定) ○「法科大学院における共通的な到達目標」(第二次修正案)(H22.9.16「法科大学院コア・カリキュラムの調査研究」グループ)</p>
H23		
H24	<p>「法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について(提言)」(H24.7.19) 法科大学院教育の成果の積極的な発信、課題を抱える法科大学院を中心とした入学定員の適正化、教育体制の見直し等の取組の加速、法学未修者教育の充実、法科大学院教育の質の改善等の促進に係る改善方策について提言。 ・着実な取組を実施している法科大学院における法学未修者教育に関する優れた取組の共有化の促進。 ・共通的な到達目標モデルを踏まえたカリキュラム策定の促進、夜間開講や3年を超える教育課程を設定できる長期履修制度の活用等の促進、入学前に法的知識・考え方などを学べるようにするための取組等の促進。 ・入学者選抜、教育期間、教育手法、入学前の教材の開発など法学未修者教育の充実方策の多面的な検討。 ・法学未修者教育充実のための新たなワーキング・グループを設置し、改善方策について集中的に検討する体制の構築が必要 「法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告」(H24.11.30法科特委 法学未修者教育充実のための検討ワーキング・グループ) 法科大学院全体を通じた厳格な到達度判定の仕組みである「共通到達度確認試験(仮称)」の実施を提言。 ・法科大学院全体を通じた厳格な到達度判定の仕組みである共通到達度確認試験の実施を提言。 ・法律基本科目をより重点的に学ぶことのできる仕組みの検討(特に社会人・法学部以外の学部出身者の、法学部以外の学部における学修経験や実務経験・社会経験等を考慮した、基礎法学・隣接科目や展開・先端科目の履修の一部免除の導入)を提言。 ・法学未修者に対する入学者選抜の改善の検討を提言 ・入学前から卒業後にかけての教育内容・方法の改善や学修支援の促進を提言</p>	<p>○「公的支援の見直し」を開始(★) H24年度予算から、深刻な課題を抱える法科大学院の自主的・自律的な組織見直しを促進することを目的として開始(H22.9に「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しについて」(文部科学省)で方針を公表) ○「法科大学院教育改善プラン」(H24.7.20文部科学省) H24.7法科特委提言を踏まえ、具体的な改善方策を策定。 ○「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の更なる見直しについて」(H24.9.7文部科学省) 公的支援の見直しの改善として、H26年度予算から、新たに「入学定員の充足率」を指標として追加することを公表。</p>
H25	<p>「法科大学院における組織見直しの更なる促進方策の強化について(提言)」(H25.9.18) 「法曹養成制度改革の推進について」(H25.7.16法曹養成制度関係閣僚会議決定)を受け、公的支援の見直し強化策を提言。 「共通到達度確認試験等に関する調査検討経過報告」(H25.11.22法科特委 共通到達度確認試験等に関する検討ワーキング・グループ) 共通到達度確認試験(仮称)の目的、内容、実施方法等の基本設計を提言。 ・法学未修者がより多く法律基本科目の履修が可能となるよう単位数の増加及び配当年次の在り方について見直しを検討することが考えられる。 ・多様な学修経験や実務経験・社会経験等を有する法学未修者には展開・先端科目群などの一部履修を軽減するなどの措置を講じることが考えられる。 ・このような取組を適正に評価できるよう、認証評価機関の評価基準等の見直しが行われるようにする必要がある。 ・法学未修者の法律基本科目の学修理解を深めることに資するため、既存の教育研究組織が提供する授業科目を補習的に活用することが考えられる。 「今後検討すべき法科大学院教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」(H26.3.31) 法学未修者教育について、法律基本科目をより重点的に学べる仕組みの具体化をはじめ、より効果的な教育課程の在り方について検討することを提言。 【参考】「法曹養成制度改革の推進について」(H25.7.16法曹養成制度関係閣僚会議決定)</p>	<p>○「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しの更なる強化について」(H25.11.11文部科学省)(★) 「法曹養成制度改革の推進について」(H25.7.16法曹養成制度関係閣僚会議決定)において、公的支援の見直しの強化が求められたことから、H25.9法科特委提言も踏まえ、H27年度予算から、自主的な組織見直しの促進及び先導的な取組の支援を目的とする「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」を実施することを公表。</p>
H26	<p>「法科大学院教育の抜本的かつ総合的な改善・充実方策について(提言)」(H26.10.9) 組織見直しの推進、客観的指標を活用した一層厳格な認証評価の実施等による教育の質の向上、優れた資質を有する志願者の確保に係る施策を提言。 ・法科大学院教育における「プロセス教育の確立」のため、法学未修者について追加が認められている法律基本科目の配当年次の拡大やその単位数の更なる増加を可能とするなど法学未修者教育の充実や、法学既修者をも対象とする共通到達度確認試験(仮称)の導入、指導における司法試験問題等の活用や若手実務家の協力などを通じた法曹として不可欠な基本的知識・理解の修得を徹底することが必要。</p>	<p>○共通到達度確認試験の試行開始(～H30年度) ○「法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実について(通知)」(26文科高第393号、H26.8.11) H26.3に法科特委においてまとめられた方向性を踏まえ、関係法令の運用を見直し、法学未修者を対象として法律基本科目の単位数を増加させた場合に、法学既修者が30単位を超えて修得したものとみなすことができる単位数について、これまで1年次において6単位まで認められていたものを、1年次と2年次で合わせて10単位程度に増加させるとともに、2年次も含めて、法律基本科目の学修のためであれば、44単位程度まで履修の上限の適切な範囲内であると。また、十分な実務経験を有する者について、相当する展開・先端科目に代えて法律基本科目を2～4単位程度履修することも可能であったとした。 ○認証評価の改善に係る省令改正(H27.3.31公布、H27.4.1施行) 認証評価機関が客観的指標(入学者選抜における競争倍率、入学定員充足率、入学者数、司法試験合格率)を適切に活用しつつ、教育の実態や課題の改善状況を実質的に評価し、適格認定が厳格に行われるようにするため、評価事項を改善。</p>
H27	<p>【参考】「法曹養成制度改革の更なる推進について」(H27.6.30法曹養成制度改革推進会議決定)</p>	<p>○「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」を開始(★) H27年度予算から、自主的な組織見直しの促進及び先導的な取組の支援を目的として開始(H25.11に「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しの更なる強化について」(文部科学省)で方針を公表)</p>
H28	<p>「統一適性試験の在り方について(提言)」(H28.9.26) 統一適性試験の利用を法科大学院の任意とすべきであること、法学未修者選抜についてのガイドライン策定が必要であることなどを提言。 ・適性試験以外の方法による入学者選抜についての一定のノウハウがすでに蓄積されていると考えられる状況も鑑みるとともに、28年調査の結果も踏まえると、未修者についても、統一適性試験の利用を法科大学院の任意とすべき。 ・未修者の入学者選抜についてのガイドラインを策定し、各法科大学院と法科大学院を対象とした各認証評価機関に提示し、認証評価機関において、当該ガイドラインを踏まえた各法科大学院の取組を評価することで、受験者の適正判定の適確性・客観性を担保すべき。</p>	<p>○「法科大学院未修者等選抜ガイドライン」(H29.2.13法科特委)</p>
H29		

H30	<p>「法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」(H30.3.13) 法科大学院と法学部等との連携強化、法学部の法曹コースの在り方、法学未修者教育の質の改善等を提言。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法科大学院入学者に占める法学系課程以外出身の者又は実務経験者の割合を「3割以上」とする文部科学省告示の基準は、入学者の質の確保の観点から見直すべき。 ・進級時に共通到達度確認試験を受けさせることなど、学生の質保証の仕組みを導入・整備することが必要。 ・新しい「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」において、未修者教育を効果的に行っている法科大学院に対しては、より安定的・継続的に支援することが必要(例えば複数の法科大学院が連携による未修者教育の実施、法学部の法曹コースに純粋未修者の教育機能を分担させる取組、多様なバックグラウンドを有する法曹を輩出している法科大学院への評価) ・教育課程や入学者選抜の在り方を含めて調査研究を実施し、共有可能とする。 ・未修1年次の特定科目について若手実務家の活用を検討。 ・社会人として十分な実務経験を有する者の入学の促進策も含め、未修者教育の改善のための必要な支援策について、地方における法曹養成機能にも配慮しつつ、引き続き検討。 	<p>○法科大学院全国統一適性試験の任意化</p> <p>○入学者に占める法学系課程以外出身の者又は実務経験者の割合を「3割以上」とする基準の見直しに係る告示改正(H30.3.30公布、H30.4.1施行)</p> <p>法科大学院の入学者選抜について、入学者のうち、法学を履修する課程以外の課程を履修した者又は実務等の経験を有する者の割合が3割以上となるように努めなければならないこととしている規定を削除。</p>
R1 (H31)		<p>○法科大学院の教育と司法試験等の連携等に関する法律等の一部改正(R元.6.26公布、R2.4.1施行等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法科大学院における法曹となろうとする者に必要な教育を段階的・体系的に実施することを明確化 ・職業経験を有する者等への入学者選抜における配慮の明確化 <p>○共通到達度確認試験の本格実施開始</p>
R2	<p>「法科大学院制度改革を踏まえた認証評価の充実の方向性について」(R2.6.17) 形式的な評価の効率化、教育内容・方法等に関する実質的かつ重点的な評価など、認証評価機関として取り組むべき方向性を提言。</p> <p>「法学未修者教育の充実について 第10期の議論のまとめ」(R3.2.3) 法学未修者教育の充実に向けた課題として、「多様な経歴や能力に配慮した学修者本位の教育の実現」と「法科大学院間の協働による全体の教育水準の向上」を挙げ、5つの対応策を提言。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学修者本位の教育の実現(オンデマンド方式を含めたICTの適切な活用、補助教員の活用の促進、長期履修制度の柔軟な活用等) ・社会人学生等の実態に配慮した学修環境の整備 ・効果的・効率的な学修に向けた法科大学院間の協働 ・共通到達度確認試験を活用した学修の充実・改善 ・法科大学院修了生のキャリアパスの多様化 	<p>○「法科大学院等の教育に関する定量的な数値目標(KPI)」の設定(R2.6.22文部科学省)</p>
R3		<p>○先導的大学改革推進委託事業「法科大学院における法学未修者教育の更なる充実に関する調査研究」を実施(受託機関:一般社団法人法曹養成ネットワーク)</p>
R4	<p>「第11期の議論のまとめ ～法科大学院教育の更なる充実と魅力・特色の積極的な発信について～」(R5.2.16) 新たな一貫教育制度(「3+2」)、法学未修者教育、複数の法科大学院の連携、地域の自治体や法曹界、産業界との連携、法科大学院等の魅力や特色の発信に係る改善の提案や好事例を整理。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度先導的大学改革推進委託事業「法科大学院における法学未修者教育の更なる充実に関する調査研究」の結果を踏まえ、法律基本科目に係る授業等の在り方、入学前の導入教育手法、補助教員の組織的・機能的な活用について検討。 ・有職社会人は学修時間の確保が課題であり、多様なバックグラウンドを有する法曹養成のため、社会人学生に対する支援の取組は重要であること、また、共通到達度確認試験は法科大学院で進級判定にとどまらず広く利用され、学生にも全国的な到達度の把握に活用されていることから、継続的な実施が必要であることを提言。 ・「3+2」や在学中受験が始まる中、法学未修者の状況については引き続き注視し、必要なサポートの在り方を検討。 	